

移動等円滑化取組計画書

2023年 6月23日

住 所 東京都立川市高松町2丁目27番27号
事業者名 立川バス株式会社
代表者名 代表取締役 山田 恭章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が保有する一般路線バスにおいては、2022年度末時点のノンステップバスの導入率は93%となっており、今後も車両の更新については継続してノンステップバスの導入を進めていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

地域の高齢者・障碍をお持ちのお客様が安心してバスをご利用いただけるよう全運転士に対し社内の作業基準・マニュアルに基づき教育を継続していく。また、当社の運輸安全マネジメントについても引き続きホームページ上で公表し、社内教育の取組について情報提供を図っていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	老朽化したノンステップバス10両(大型7、中型3)を更新する。 (2023年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の維持管理	お客様がスムーズに乗降できるように、毎月の車両の定期点検でスロープ板や車椅子固定装置等の作動に異常がないか適正に点検整備を実施する。(2023年度)
運転士教育	運転士入社時に車椅子の取扱いについて一から教育を行う。(2023年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助・支援	① 車椅子使用のお客様の乗降時の対応について、全乗務員に配布してある「運転士・業務マニュアル」を活用し営業所での教育を実施していく。(2023年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内での情報提供	運賃表示器等でわかりやすく行先や次停名を案内すると共に、テロップに注意喚起等を流し、より一層車内での転倒事故防止の啓発に努めていく。(2023年度)
路線案内図の配布	高齢者などWEB検索が苦手なお客様でも、バスの路線や駅前の乗り場、バスの乗り方等が確認できる路線案内図を継続して配布していく。(2023年度 10,000部作製)
ホームページによる情報提供	当社ホームページによる情報提供について、お客様がより見やすく扱いやすくなるよう継続して検討しリニューアルする。(2023年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	乗務員の初任教育や事故惹起教育で教習用バスを活用し、安全のために基本となる制動操作・かじ取り操作等の教育において、車両に搭載された機能（Gセンサー）を有効に使用し車内転倒事故防止に役立てていく。また、事故発生率が高い50歳～60歳の乗務員を対象として上述の教育を実施して車内転倒防止事故防止に役立てていく。(2023年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内機器による啓発	高齢者、障害者等を含め乗客の皆さまに対して、運賃表示器や車内放送等を利用して事故防止や注意喚起等の啓発活動及び広報活動を継続して実施していく。(2023年度)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

メールや電話で寄せられるお客様等からのご意見・ご要望を社内で共有し、取組・改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

インターネット利用（ホームページに掲載）

VI その他計画に関連する事項

--